

青森県デング熱・チクングニア熱等蚊媒介感染症の 平常時から発生時までの対応の手引き(概要)

1. 標記手引き作成の経緯

デング熱の国内感染症例が、約70年ぶりに報告されたこと等により国は、「蚊媒介感染症に関する特定感染症予防指針」を策定し、国、地方公共団体が取り組むべき施策について定めています。

また、国立感染症研究所は、「デング熱・チクングニア熱等感染症の対応・対策の手引き地方公共団体向け(以下「地方公共団体向け手引き」という。))」を策定し、上記予防指針で示された地方公共団体等が取り組むべき施策の具体的な取組方法等について示しています。

これを受けて、青森県では、県内(保健所設置市を除く)の輸入感染症例及び国内感染症例を早期に探知し、対応することにより、新規の国内感染症例発生を防止することを目的に、青森県、市町村、管理者が実施すべき事項をまとめた本手引きを平成28年5月に作成しています。

ヒトスジシマカの生息地域は、温暖化等の影響で北上してきており、青森県では、平成28年に青森市で、デング熱・チクングニア熱・ジカウイルス病の媒介蚊であるヒトスジシマカの生息が確認され、また、地方公共団体向け手引きが改訂されたことから、平成30年2月に本手引きを改正しています。

2. 発生段階別の対応

平常時	デング熱・チクングニア熱・ジカウイルス病にかかった患者が県内で発生していない段階
輸入感染症例発生時	海外でデング熱・チクングニア熱・ジカウイルス病にかかった患者が県内(保健所設置市を除く)で発生した段階
国内感染症例発生時	国内でデング熱・チクングニア熱・ジカウイルス病にかかった患者が県内(保健所設置市を除く)で発生した段階

3. 各主体の役割

主体		平常時の役割	発生時の役割
県	保健衛生課	予防方法の普及、人材の養成	患者発生時の関係機関との連絡・調整、公表
	保健所	発生時調査使用物品の整備 (東地方保健所のみ)	迅速な探知・積極的疫学調査・指導 発生時調査、蚊の発生抑制・駆除 ^{※1}
	環境保健センター	病原体検査使用物品の整備	病原体検査・分析
市町村		予防方法の普及、人材の養成	発生時調査、蚊の発生抑制・駆除 ^{※1}
管理者			利用者への注意喚起、蚊の発生抑制・駆除 ^{※1}

※1 推定感染地が県内(保健所設置市を除く)の場合のみ実施する。

蚊の発生抑制・駆除については、原則は管理者が実施する。必要に応じて市町村又は保健所も実施する。